

資産運用管理規程

伊藤ハム健康保険組合

(目的)

第1条 この規程は、伊藤ハム健康保険組合規約第50条に基づき定める財産管理規程に規定する組合の所有する財産（以下組合財産という）のうち、有価証券等の資産運用に関する取扱いの基準および方法を定める。

(資産運用の原則)

第2条 資産運用は、安全性を第一とし、元本を保証する方法によるものとする。

②資産運用に当たっては、常に市場動向その他資産運用に関する情報の収集に努め、適切に管理するものとする。

(運用資産の定義)

第3条 運用可能な組合財産は、準備金、別途積立金、退職積立金とする。

(運用責任者)

第4条 運用責任者は、常務理事とする。

(運用の対象)

第5条 運用資産は、次に定める金融商品を対象とする。

1. 預金・貯金
2. 金銭信託（運用方法を特定するものを除く）
3. 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするものまたは外貨建外国債を運用対象として含むものを除く）
4. 国債・地方債
5. 政府保証債・金融債
6. 担保付社債
7. コマーシャルペーパー

②前項の第7号については、信用ある格付機関によりAA格以上（他の同様な格付機関で同等の格付）の短期格付けを得ている銘柄でなければならない。

(運用資産の範囲)

第6条 準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、換金処分の容易な前条第1項第1号および第2号の金融商品でなければならない。

②準備金以外の積立金を含む運用資産総額に占める、前条第1項第3号から第7号までの金融商品により保有する割合は、3割以内とする。

③前2項に定める各資産の額は、決算残金処分別によるものとする。

(運用の手続き)

第7条 運用責任者は、金融商品による運用方針について予め理事長の承認を得るとともに、理事会に報告するものとする。

②金融商品の購入もしくは売却については、理事長の承認を得なければならない。ただし、1件当たり1億円以下の場合、運用責任者の決裁により行うことができる。

③前項の定めにかかわらず、緊急を要する場合には、追認をもって処理することができる。

(保有期間と中途売却)

第8条 購入した金融商品は、満期償還等保有期限のないものを除き、満期保有を原則とする。

ただし、市場動向等によりやむを得ない場合には、前条第2項および第3項に定める手続きに準じて中途売却を行うことができる。

(運用状況の報告)

第9条 運用責任者は、金融商品による運用状況を3ヶ月ごとに理事長に報告するものとする。

②理事長は、金融商品による資産の運用状況を、原則として6ヶ月ごとに理事会に報告しなければならない。

(債券の保全・損失処理等)

第10条 購入した金融商品の発行体もしくは運用にかかわる金融機関に破綻等のリスクが発生した場合、運用責任者は直ちにその対応策を講じ、債券の保全に努めなければならない。

②購入した金融商品にかかる時価が取得価額の20%を下回った場合、または格付けの見直し等により格付けが第5条第2項の基準を下回った場合には、理事長と協議のうえ直ちに対応を決定するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年10月1日より施行する。